



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

令和7年4月からの雇用保険料率について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下の通りです。

事業の種類	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

持続化補助金（第17回一般型）

小規模事業者持続化補助金（一般型）は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

本補助金は、当所経営指導員がご相談に応じています。

- ◆対象事業者 小規模事業者（従業員数：商業サービス業は5人以下、製造業他は20人以下）
- ◆補助対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費
- ◆補助上限 50万円
※上記金額に、インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引き上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ
- ◆補助率 2/3（賃金引き上げ特例のうち赤字事業者は3/4）
- ◆公募期間 ①申請受付開始：2025年5月1日（木）
②申請受付締切：2025年6月13日（金）17:00
- ◆申請方法 電子申請システムでのみ受け付け（郵送不可）
※電子申請はGビズIDアカウントが必要



詳しくはこちらをご覧ください →

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

労働保険・社会保険 なんでも個別相談会

～事前にご予約をお願い致します～

日頃、疑問に思っている年金・健康保険・労災雇用保険・労働基準法等について専門家が無料で相談に応じます。この機会に是非ご利用ください。

- ◆日時 4月23日（水）13:00～16:00
5月8日（木）13:00～16:00 ※予約は30分単位
- ◆会場 新津商工会議所3F
- ◆相談員 専門相談員（社会保険労務士）
- ◆予約方法 お電話にてお申し込みください。
新津商工会議所（TEL: 0250-22-0121）

- ◆主な相談受付項目
 - ・労働保険年度更新申告手続きについて
 - ・年金、健康保険に関すること
 - ・雇入、解雇、退職、賃金等に関すること
 - ・雇用保険、労災保険に関すること
 - ・労働基準法に関すること
 - ・その他（労働・社会保険問題全般）
- ◆その他
労働保険の年度更新申告手続きについて相談される方は、当日、賃金関係台帳・出勤簿をご持参ください。なお、建設業関連の業種の方は、工事名および元請金額が確認できる書類をご持参ください。

～年金事務所からのお知らせ～ 「ねんきんネット」をぜひご利用ください

「ねんきんネット」はスマートフォン等からご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。年金事務所に出向かなくても、24時間いつでも「ねんきんネット」をご利用いただけます。ぜひ、「ねんきんネット」をご利用ください。

【ねんきんネットを使うと以下のことができます】

- ご自身の年金記録の確認
- 将来の年金見込額の試算
- 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認 など

【マイナポータルと連携すると以下のことができます】

- 国民年金保険料口座振替の申出
- 扶養親族申告書の電子申請
- 確定申告・年末調整に必要な書類の電子送信 など

詳細はこちら



日本年金機構ウェブサイト

振替納税をご利用の方へ

令和6年分所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告の振替納税をご利用の方の口座振替日は以下の通りとなります。

申告所得税：4月23日（火） / 個人事業者の消費税：4月30日（火）

※振替日の2～3日前に預金口座の残高をお確かめください。



新津商工会議所
ホームページ



メール配信随時受付中！
切替はこちらのフォームから

経営改善貸付（マル経融資）

（貸上げ貸付利率特例制度あり ※利下げ）

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円	運転 設備（10年以内）	1.95% ※3/3現在 特例: 上記利率-0.5%(2年間)

〔マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して
商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。〕

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【特例：貸上げ貸付利率特例制度の対象者について】

創業後3ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者に限ります。



～制度のご利用について、お気軽にご相談下さい！～

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。当所経営指導員までご予約をお願いいたします。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・4月 1日（火）
 - ・5月 13日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・4月 8日（火）
 - ・5月 20日（火）

<担当：経営指導員（近藤・柳・榎）>

～勤労者福祉共済会員の皆さまへ～ 給付内容改定のお知らせ

日頃より新津商工会議所勤労者福祉共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
令和7年4月1日より、「住宅災害見舞金」について自治体の被害認定基準に則した給付内容とするため、下表の通り給付内容を変更することとしましたのでお知らせいたします。

区 分			給付額(円)	給付申請の時に添付する書類
見 住	火 災	被害の程度 <u>全 焼</u>	100,000	消防署の証明書
		被害の程度 <u>半 焼</u>	50,000	
		被害の程度 <u>部分焼、ぼや</u>	25,000	
舞 宅	災	被害の程度 <u>全 壊</u>	25,000	罹災証明書
		被害の程度 <u>大・中規模半壊、半壊</u>	15,000	
		被害の程度 <u>準半壊、一部損壊</u>	<u>3,000</u>	
金 害	自然災害			

※「太字」で記載された内容が変更箇所となります。

※給付事由発生日が令和7年4月1日以前であっても、上表の給付基準が適用されます。

◎勤労者福祉共済は月額300円/人の低廉な掛金で上表の他、結婚、出産、小中入学等の祝金や死亡弔慰金、永年勤続ほう賞金などの制度を備えており、他にも健康診断や保養施設等の補助が受けられます。

◎加入は従業員一括加入、手続きは簡単で当所窓口にて随時受付しております。

<担当：神林>

CCI エクスプレス送付方法等の変更手続きについて

CCI エクスプレスの電子メールまたはFAXへの送付方法の変更につきましては、随時、右記のフォーム（QRコード）より受け付けております。

また、電子メールアドレスやFAX番号等の変更がある際にもお手続きいただけます。

<https://forms.gle/m8HgVYqMNT1MXfcm6> →

